

石川県土木部優良建設工事表彰要領

(総 則)

第 1 条 この要領は土木部及び農林水産部水産課漁港漁村整備室が土木部工事成績評定要領に基づき評定を行った建設工事に関し、その施工及び技術力が優秀であり他の模範とするにふさわしい工事（以下「優良建設工事」という。）を選考し、その施工業者を顕彰することにより、建設業全体の技術力の向上と建設工事の質的向上を図るため必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第 2 条 優良建設工事の表彰は、次の 4 種類とする。

- (1) 知事特別表彰
- (2) 知事表彰
- (3) 部長表彰
- (4) 所長表彰

(選考部門)

第 3 条 優良建設工事の選考部門は、次の 6 部門とする。

- (1) 土木一式
- (2) 建築一式
- (3) ほ 装
- (4) とび・土工・コンクリート
- (5) 設 備
- (6) その他

2 選考部門は、毎年、発注件数の多い業種に見直すことができるものとする。

(委員会の設置)

第 4 条 土木部長は、優良建設工事を選考及び承認するため、優良建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会の委員は、土木部長、技監、参事、土木部次長、土木部各課長、都市計画課生活排水対策室長、監理課技術管理室長とする。

2 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

委員長は土木部長、副委員長は技監をもって充てる。

3 委員長は委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員会の事務局は、技術管理室に置き、事務局長は技術管理室担当課長をもって充てる。

(選考対象工事)

第6条 知事特別表彰の選考対象工事は、事務所長、主務課長及び漁港漁村整備室長が推薦した工事で、他の模範とするにふさわしい工事であり、かつ優良建設工事選考委員会で審議し承認を得たものとする。

2 知事表彰及び部長表彰の選考対象工事は、次の各号に該当する工事とする。

- (1) 表彰日の属する年度(以下「表彰年度」という。)の前年度に完成した工事
- (2) 請負額が500万円以上の工事
- (3) 工事成績評定点数が80点以上の工事
- (4) 他の模範とするにふさわしい工事

なお、特段に優良な工事については、上記(1)から(4)の規定にかかわらず選考対象工事とすることができるものとする。

3 所長表彰の選考対象工事は、土木部優良建設工事所長表彰要領による。

4 次の各号のいずれかに該当する施工業者(当該業者が代表者または構成員である特定建設共同企業体を含む)が実施した工事は、選考から除外する。

- (1) 主たる営業所が県外にある者(但し、県内に自社製造プラント工場を有するものは除く)
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (3) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者のうち、表彰日において石川県建設工事等競争入札参加資格の再認定がなされていない者
- (4) 表彰年度の前年度表彰日の翌日から表彰日までにおいて以下の要件に該当する者
 - ア 指名停止措置を受けた者
 - イ 死亡事故を発生させた者(下請負人が死亡事故を起した場合も含む)
- (5) その他表彰にふさわしくないと認められる者

5 前項第4号の該当要件は、一原因に対し一回のみの適用とする。(但し、表彰日に指名停止を受けている者は除く)

(委員会の開催、審議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、優良建設工事(案)を審議し、優良建設工事の知事特別表彰、知事表彰、部長表彰を選考するものとする。

4 委員会は、各事務所等への所長表彰配分件数(案)を承認するものとする。

(推薦の方法)

第8条 優良建設工事の推薦は、次の事務所等（事務所、課）が行うものとする。

- (1) 南加賀、石川、県央、中能登、奥能登の5土木総合事務所
 - (2) 金沢港湾、七尾港湾の2事務所
 - (3) 河川、都市計画、公園緑地、建築住宅、営繕、水道企業の6課
- 2 事務所長は土木部長（事務局長・各主務課長経由）へ事務所の優良建設工事を推薦するものとする。
- 3 各主務課長は、土木部長（事務局長経由）へ優良建設工事を推薦するものとする。

(表彰の取り消し)

第9条 知事表彰または部長表彰の表彰後に、当該表彰工事に關し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、委員会にて審議のうえ、当該表彰工事に係る表彰を取り消し、受賞者に表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 受賞者が瑕疵の修補請求を受けたとき
- (2) 損害賠償請求事由が発生したとき
- (3) 受賞者が法令違反等により処分を受けたとき
- (4) 大規模な補修等を行う必要が生じたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

平成15年	9月19日	実施
平成16年	6月28日	改正
平成16年	10月25日	改正
平成17年	7月14日	改正
平成18年	7月20日	改正
平成19年	10月10日	改正
平成20年	11月7日	改正
平成22年	8月20日	改正
平成23年	10月25日	改正
平成24年	9月4日	改正
平成25年	9月20日	改正
平成26年	11月6日	改正
平成29年	9月28日	改正
平成30年	4月1日	改正
令和3年	9月8日	改正
令和5年	4月1日	改正